

生成AIの利用 ⑨ 一国のガイドラインから一

著作権保護に関する留意点

① 基本的な考え方

➤ 著作権は、「思想又は感情を創作的に表現した」著作物を保護するものです。

単なるデータ（事実）やアイデア（作風・画風など）は含まれません。

➤ 他人の著作物の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権など）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となります。

➤ ただし、私的利用や、学校の授業における複製等においては、著作権者の許諾なく利用可能な場合があります。例えば、家庭で長期休業中の課題に取り組む際に、個人的に他人の著作物を複製する場合などは、著作権法では「私的利用」に該当します。



② 学校における生成AI利用の留意点

➤ 学校においても、AIを利用して生成した文章等を利用する場合には、既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意する必要があります。すなわち、生成物に他人の著作物との類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）がある場合は著作権侵害となり得ます。

➤ 学校の授業では、著作権法第35条により許諾なく著作物の複製や公衆送信ができるため、教師や児童・生徒がAIを利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能です。

➤ 広く一般向けの HPに掲載することや、外部のコンテストに作品として提出するなど、授業目的の範囲を超えて利用する場合は、著作権者の許諾を要します。